



## 国保料減免制度の活用を

昨年来の経済危機でリストラされた人や仕事が半減した自営業者等、収入が激減して国保料が払えない人が増えています。今回は大垣市の国保の減免制度について取り上げました。

大垣市議会議員 笹田 トヨ子

滞納する前に  
早めの相談を



会社都合の解雇で  
ハローワーク国保  
減免証明書を発行



大垣市の国保料  
減免取扱要綱



「大垣市国民健康保険料減免取扱要綱」では、減免の対象者および減免割合について、下図のようになっています。

この要綱は、ハローワークの証明書があるなしに関わらず、また失業者だけでなく自営業者においても、「生活が一時的に困難となり、利用しうる資産及び能力の活用を図ったにも関わらず、支払い能力に欠けると認められる場合」となっています。

国保料は前年度所得によって計算されます。そして今年度において著しい収入減があった場合、減免されるわけですが、すでに滞納している人は滞納分のところから充当されてしまうため、いつまでも滞納は解消されません。そのため、減免制度を利用するより、分納計画をたて短期保険で対応するケースが多いわけです。しかし滞納していると、いくつかの不利益があります。滞納者は高額療養費の立替え制度が使えません。生活が苦しくなって保険料が払えない場合には、滞納するのではなくまず相談しましょう。

会社都合によりリストラされ、会社で掛金を払っていた健保（政府管掌健康保健）から、個人で掛金を払う国保（国民健康保健）に切り替わった失業者は、ハローワークで証明書が発行され、国保料の減免ができます。この9月からハローワークの証明書が何件か発行されています。

ある女性の方が「夫が派遣切りにあって失業している。国保料の減免ができないものかと国保の窓口に行ったが、減免されなかった」と。もともと国保の加入者でハローワークの証明書はありません。「今まで滞納することなく保険料を払ってきたのに」と悔しそうです。。そこで「国保加入の派遣労働者も、また自営業者においても、前年度と比べて著しい収入の減があれば、国保料の減免は可能ではないか」と市当局に問い合わせると、「可能です」という返事でした。

適用基準	減免割合
廃業、失業等の理由により、長期にわたり所得回復の見込みがなく、納付実務者等の当該年における合計の収入見込額が、前年の合計収入の全額の50%以下に減少し、かつ国民健康保険の基準となる前年の所得全額が400万円以下であるとき。	所得割額に所得減少割合を乗じた額の100分の70以内を減額する。

日本共産党生活相談

生活苦・多重債務・医療・介護、  
教育・年金・労働問題などなど・・・

毎週水曜日・18時より

★相談を希望される方は事前にお電話を

TEL0584-73-9830